3
爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物
3.1
爆発性又は発火性の物質その他危険物及び放射性物質は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
3.2
不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
3.3
引き受けることができることがこの条約の施行規則に特別に規定されている危険物は、例外的に引き受ける。
4
生きた動物
4.1
生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
4.2
次の動物は、例外的に、保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。
4.2.1
みつばち、水ひる及び蚕
4.2.2
害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
4.2.3
生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの
4.3
次の動物は、例外的に小包に入れることができる。
4.3.1
生きた動物。ただし、生きた動物の郵便による運送が関係国の郵便規則及び国内法令により認められる場合に限る。
5
小包への通信文の包有
5.1
次のものは、小包郵便物に入れてはならない。
5.1.1
記録文書を除く通信文であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの
6
硬貨、銀行券その他の貴重品
6.1
硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。
6.1.1
保険付通常郵便物以外の通常郵便物
6.1.1.1
ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、これらの物品を封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。
6.1.2
保険付小包以外の小包。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合は、この限りでない。
6.1.3
保険付小包以外の小包であって保険付小包業務を行う二国の間で交換されるもの
6.1.3.1
さらに、加盟国又は指定された事業体は、保険付小包であるか否かを問わず、自国の領域から発送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定することができる。
7
印刷物及び盲人用郵便物
7.1
印刷物及び盲人用郵便物については、通信文の要素の記載をすること及びこのような要素を有する書類を包有してはならない。
7.2
印刷物及び盲人用郵便物については、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を包有してはならない。ただし、郵便物が、その返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名宛国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は帯紙を同封する場合を除く。
8
誤って引き受けられた郵便物の取扱い
8.1
誤って引き受けられた郵便物の取扱いについては、この条約の施行規則に定める。ただし、2.1.1、2.1.2、3.1及び3.2に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名宛地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。2.1.1、3.1及び3.2に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見された場合には、この郵便物は、継越国の国内法令に従って取り扱われる。

第十九条　調査請求

1
指定された事業体は、調査請求が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に提出されることを条件として、自己の又は他の指定された事業体の業務として取り扱った小包、書留郵便物又は保険付郵便物に関する調査請求を受理する義務を負う。調査請求の伝達は、優先書留郵便物、ＥＭＳ又は電子的手段によって行う。六箇月という期間は、請求者が指定された事業体に調査請求を行うまでの期間をいい、指定された事業体の間の調査請求の送達の期間を含まない。
2
調査請求は、この条約の施行規則に定める条件に従って認められる。
3
調査請求の料金は、無料とする。ただし、ＥＭＳ業務による調査請求の送達を請求された場合には、追加の費用は、原則として請求者が負担する。

第二十条　税関検査及び関税その他の課金

1
差出国の指定された事業体及び名宛国の指定された事業体は、自国の法令の定めるところにより、郵便物を税関検査に付することができる。
2
税関検査に付される郵便物に対しては、この条約の施行規則に定める額を基準とする通関料を郵便料金として課することができる。この通関料は、関税その他同様の性質を有する課金を課された郵便物の通関についてのみ徴収される。
3
利用者のために郵便物の通関手続を代行することについて許可を得た指定された事業体は、利用者の名において、又は名宛国の指定された事業体の名において、業務の実際の費用に基づく料金を利用者から徴収することができる。この料金は、自国の法令に従い、税関で申告された全ての郵便物（関税を免除されたものを含む。）について徴収することができる。利用者は、徴収される料金について事前に適正に通知されるものとする。
4
指定された事業体は、関税その他の全ての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴収することができる。